

令和6年度 両立支援等助成金の主な制度変更内容等をお知らせします

1 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）（拡充）

第1種〈男性労働者の育児休業取得〉（拡充）

支給対象労働者数が、1事業主あたり1回限りから1事業主あたり3人までに拡充

第2種〈男性の育児休業取得率の上昇等〉（拡充）

プラチナくるみん認定事業主への加算措置を新設：支給額を15万円加算

2 柔軟な働き方選択制度等支援コース（新設）

育児を行う労働者が柔軟な働き方を選択できる制度の利用支援

①柔軟な働き方を選択できる制度を下記の中から2つ以上導入する

（始業終業時刻の変更等、育児のためのテレワーク等、短時間勤務制度、保育サービスの手配・費用補助制度、子の養育のための有給休暇）

②「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により、柔軟な働き方に関する制度の利用及び利用後のキャリア形成を円滑にすることを支援する方針を社内周知する

③助成金の対象労働者（制度利用者）と面談を実施し、「面談シート」に記録する

④面談結果を踏まえ、制度利用者の「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」を作成する

⑤開始から6か月間で柔軟な働き方を可能とする制度を、基準（※）以上利用

※基準や制度の詳細については、厚生労働省ホームページまたは、富山労働局雇用環境・均等室までご相談ください。

3 その他の変更内容

①育児休業等支援コース（職場復帰後支援）の廃止

②新型コロナウイルス感染症対応特例の終了

詳しくは厚生労働省ホームページ（右記QRコード）をご覧ください。

問合せ先：働き方改革推進支援センター富山（TEL 0800-200-0836）

申請先：富山労働局雇用環境・均等室（TEL 076-432-2728）

